

令和5年1月4日(水)から日光市営バスおよび 民間路線バスの運行内容が一部変更になります

くわしくは 都市計画課 交通政策係 ☎0288-21-5151

市営バス

1月4日(水)から以下の路線・時刻が変更になります。

1. 下野大沢線(今市車庫~JR今市駅・東武下今市駅~JR下野大沢駅)

大昌電子前〜土沢十文字間に「獨協医大日光医療センター」停留所を新設します。また、一部の便(※ 1)が八日市中央〜大沢地区センターを経由しなくなります。

下野大沢線下り	①	2	3	4	(5)	6	7	8%1
今市車庫	6:45	8:07	10:17	11:47	14:17	15:12	16:02	17:37
獨協医大日光医療センター	_	8:25	10:35	12:05	14:35	15:30	16:20	17:55
JR 下野大沢駅	7:25	8:49	10:59	12:29	14:59	15:54	16:44	18:07
下野大沢線上り	①※1	2	3	4	(5)	6	7	8%1
下野大沢線上り JR 下野大沢駅	① ※1 7:35	② 9:05	③ 11:10	4 12:30	⑤ 15:10	6 15:55	⑦ 17:00	8%1 18:15
		_	_		_			

2. 温泉線(日光市役所~JR今市駅・東武下今市駅~温泉保養センター)

下り2便および上り3便目を5分繰り下げます。

温泉線下り	2	
日光市役所前	11:32	
温泉保養センター	12:20	

温泉線上り	3
温泉保養センター	12:20
日光市役所前	13:08



※変更のない便および時刻については、「日光市営バス時刻表」および市ホームページでご確認ください

民間路線バス

・鬼怒川温泉駅~下今市駅~獨協医大日光医療センター運行開始(日光交通株式会社)

1月4日(水)から、鬼怒川温泉駅発~獨協日光医療センター行きが運行されます。あわせて、停留所も新設されます。詳しくは、日光交通(株)までお問い合わせください。

新設停留所…獨協医大日光医療センター、岡村整形外科前、かましん森友前、下森友南

	1	2
鬼怒川温泉駅	7:11	16:55
JR 今市駅	7:40	17:24
東武下今市駅	7:45	17:29
岡村整形外科医前	7:52	17:36
かましん森友前	7:53	17:37
下森友南	7:57	17:41
獨協医大日光医療センター	8:02	17:46

	1	2
獨協医大日光医療センター	8:25	17:55
下森友南	8:28	17:58
かましん森友前	8:32	18:02
岡村整形外科医前	8:32	18:02
東武下今市駅	8:40	18:11
JR 今市駅	8:44	18:15
鬼怒川温泉駅	9:16	18:47

こちらの民間路線バスの問合先…日光交通株式会社 ダイヤル営業所 ☎0288-77-2685

「環境にっこう」のページでは、市の環境に関する情報を発信しています。 くわしくは 食品ロスについて…

> 資源循環推進課 資源循環推進係 ☎0288-21-5138 盛土等の規制強化および環境美化標語について…

> > 環境生活課 環境対策係 ☎0288-21-5152

KANKYO NIKKO

No.55

私たちの生活する社会では

の熱エネルギーを回収し、 (サーマルリサイクル)を行って 市では、ごみの焼却処理

発

電

になります。 の堆肥化なども重要な取り組み ロス」を減らすほか、 るのに捨てられてしまう 配慮のためには、 廃棄物が発生しています。 さまざまな場面で食品に関わる まだ食べられ 調 理くず 「食品 環境 の

事業に取り組んでいます 形成には、 識が大切です。 環境にやさしい生活を心がけ 持続可能な資源循環型社会の 資源循環型社会を目指 市民 人ひとりの

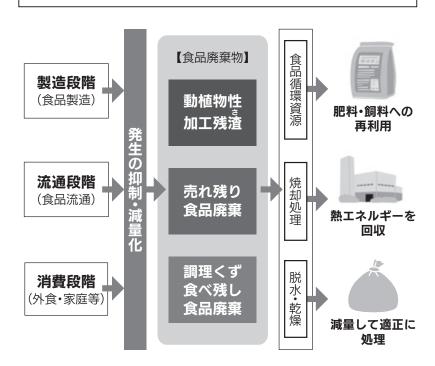
や廃食用油の活用事例の研究な 化する生ごみ処理機の購入補助 いるほか、 生ごみを堆肥 (減量)

を

源 循環型社会を目指して〜食品循環資源の再生利

用~

食品リサイクルの流れ



日光の美し

(J

自

然

創るも守るも

日光市に

民ち

令和4年度 日光市自然環境保全および 環境美化に関する標語入選者

守りぬ みんなの 5 先 君 優秀賞 人が の手 ょ つ と待て こう で 守り 想 未来につなげる 続け ゆ たかな自然と 自 捨てるその |然を救 大自然 41 手 未来を作る は 種 きぼうの をまく 守 正解か? っていくよ 足尾中学校1 藤原中学校2年 今市中学校2年 栗山中学校3年 大沢中学校 **大沢中学校** 光 心 车 车 年 をこめて 黒澤幸都 藤谷幸那な 岡崎朱里 川村拳大 山本売太 松本侑紗

盛土等の規制を強化しました!

意

市内で盛土等を行う場合は、「日光市土砂等の埋立て等に よる土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(通称 「土砂条例」)で規制をしてきました。

しかし、静岡県熱海市の違法堆積が原因とされる土砂災害 による被害があり、市内においても残土処分を目的とした盛 土が増加していることから、盛土等に対する不安が増してい ます。

このため、市民の安全安心と環境保全を目的として、令和 4年12月1日に土砂条例を一部改正しました。今回の改正 により、市内で盛土等を行う場合は、住民説明会や隣接地権 者の同意などが新たに必要となりました。

地域を守るためにご理解ご協力をお願いします。

●新たに規制した主な項目

- 1. 許可を要する範囲を拡大
- 2. 周辺住民等を新たに定義
- 3. 事前協議の義務化
- 隣接土地所有者の同意
- 説明会の開催の義務
- 6. 完了後の土地利用計画の 記載
- 7. 県外の土砂等の搬入禁止
- 8. 水質検査と地質検査の厳 格化
- 9. 盛土の高さ制限

